

新旧対照表

○千葉県消費者センター管理規則（平成二年千葉県規則第四十五号）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>千葉県消費者センターの管理等に関する規則</u></p> <p>（趣旨） 第一条 この規則は、<u>千葉県消費者センターの設置等に関する条例</u>（平成二年千葉県条例第二号。<u>以下「条例」という。</u>）<u>第九条</u>の規定により、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）の管理、<u>運営及び業務の実施により得られた情報の安全管理</u>（以下「センターの管理等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（開館時間） 第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。 2 センターの長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。</p> <p>（休館日） 第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 日曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。） 四 前各号に掲げるもののほか、所長が休館することを必要と認めた日 2 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、センターの全部又は一部を開館することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>（条例第三条第一号に掲げるセンターの業務を行う日及び時間）</u> <u>第四条 条例第三条第一号に掲げるセンターの業務を行う日はセンターの開館日とし、当該業務を行う時間は次の各号に掲げるとおりとする。</u> 一 <u>月曜日から金曜日 午前九時から午後四時三十分まで</u> 二 <u>土曜日 午前九時から午後四時まで</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>千葉県消費者センター管理規則</u></p> <p>（趣旨） 第一条 この規則は、<u>千葉県消費者センター設置管理条例</u>（平成二年千葉県条例第二号）<u>第四条</u>の規定により、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（開館時間） 第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。 2 センターの長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。</p> <p>（休館日） 第三条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 日曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。） 四 前各号に掲げるもののほか、所長が休館することを必要と認めた日 2 所長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、センターの全部又は一部を開館することができる。</p>

改正案	現行
<p data-bbox="136 180 1108 248"><u>2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する当該業務を行う時間を変更することができる。</u></p> <p data-bbox="136 292 255 323">(委任)</p> <p data-bbox="136 331 1108 400"><u>第五条</u> この規則に定めるもののほか、<u>センターの管理等</u>に関し必要な事項は、所長が定める。</p>	<p data-bbox="1122 292 1240 323">(委任)</p> <p data-bbox="1122 331 2092 400"><u>第四条</u> この規則に定めるもののほか、<u>センターの管理</u>に関し必要な事項は、所長が定める。</p>